



島根県報

平成27年10月2日（金）

号外 第 161 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市 町 村 課) 2

【訓 令】

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正 (市 町 村 課) 7

公布された条例等のあらまし

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う規定及び様式の整理

2 施行期日

平成27年10月5日から施行することとした。

規 則

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第4条中「第30条の8第2項」を「第30条の15第2項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第5条中「保存期間に係る本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

第6条中「第30条の23第3項及び第34条の2第2項」を「第30条の39第2項」に改める。

第7条第1項中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

第8条第3項中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に改める。

第10条第1項及び第3項中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

様式第1号表面中「第30条の23第2項又は同法第34条の2第1項」を「第30条の39第1項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏 面)

住民基本台帳法（抄）

（報告及び検査）

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第2号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

様式第3号及び様式第4号中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改める。

様式第5号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第9条関係）

本人確認情報確認書

あなたの本人確認情報は、以下のように記録されています。

最新

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

住民票コード		個人番号		生年月日	年 月 日	性別	
氏名							
住所							
区分・事由							
上記事由に対応する年月日							

※個人番号は、平成27年10月4日以前は設定されていません。

年 月 日

島根県知事

様式第7号中「第30条の40」を「第30条の35」に、「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に、

「

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	男性 ・ 女性
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正等申出の内容	住民票コード	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	

を

注 1 住民票コードは必ずしも記入する必要はありません。

「

開示を受けた内容	開示を受けた年月日	年 月 日
	住民票コード	
	個人番号	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	性 別	男性 ・ 女性
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	
訂正等申出の内容	住民票コード	
	個人番号	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	性 別	
	住 所	
	区 分 ・ 事 由	
	上記事由に対応する年月日	

に

注 1 住民票コード及び個人番号は必ずしも記入する必要はありません。

」

改める。

様式第8号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

訓 令

島根県訓令第9号

本 庁
地方機関

島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年島根県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

平成27年10月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に改め、同条第4号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、同条第5号を削り、同条第6号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第8号を第7号とし、第9号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条及び第7条第2項第1号中「指定情報処理機関」を「機構」に改める。

第11条第1項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年10月5日から施行する。